

# 税務セミナー

## 『あの110万円暦年贈与がなくなるかも…』

### ～贈与税の改正と相続税あれこれ～

相続税の節税法の王道である、1年あたり110万円まで無税で贈与できるという暦年贈与が廃止または課税強化されるという「話」があります。そこで今回、その根拠は何か、どのように変わるか、いつ行った贈与から適用されるか、今後の対策はどのようにしたらよいかなどについてお話しさせていただきます。

更に、相続税調査で一番の問題になる「名義預金」について調査現場での実態、正しい実施方法をお話しさせていただきます。（「名義預金」とは親から子供へ、夫から妻へ名義上だけ移動させている預金のこと。）

- 【日時】 令和3年8月25日（水） 午後1時30分から午後3時00分  
【場所】 東海市立商工センター 3階 中会議室  
【定員】 20人（定員になり次第締め切ります）  
【参加料】 無料  
【講師】 税理士法人大番頭 代表社員 近藤敏通 氏  
【申込み】 令和3年8月20日（金）までに商工センター☎0562-33-7772へ

#### 講師紹介

近藤敏通（公認会計士・税理士・行政書士）

税理士法人 大番頭 代表社員

昭和30年2月3日生

昭和60年 近藤敏通会計事務所設立

平成23年 相続税相談室を開設 現在50～60件／年 相続税申告を行う

令和元年 税理士法人 大番頭に改組 代表社員に就任

Mail: [toshimichi@kondoukaikai.jp](mailto:toshimichi@kondoukaikai.jp)

